

教育・保育情報の公表について

県では、教育・保育施設、地域型保育事業（以下、「教育・保育施設等」という。）を利用又は利用しようとする子どもの保護者等が、適切かつ円滑に利用する機会を確保できるよう、市町・事業者等が提供する教育・保育に関する情報を、別紙 1「教育・保育情報の公表等に関する要綱」に基づき公表します。

1 公表の方法

県のホームページにより公表します。

各教育・保育施設等の公表様式及び公表するホームページのイメージは別紙 2 のとおりです。

2 平成 27 年度における公表作業の進捗状況

「子ども・子育て支援全国総合システム」を活用し、各施設からの情報と合わせ、公表シートを作成中です。現在、公表に向け準備を進めています。

各施設・事業の公表シートが完成した市町から随時公表していきます。

3 平成 28 年度における公表時期

平成 28 年 5 月 1 日現在の情報を、報告を受け次第滞りなく公表するものとしします。